

◆令和7年2月1日から令和7年2月28日までの間に  
県消費生活センターにおいて相談を受けたもの  
(注)架空請求とは関係のない企業の名称が使用されているものもあります。

使用されている事業者名	使用されている住所又は電話番号	請求の名目	請求手段
国税庁		身に覚えのない 未納金の請求	ショートメッセージ
NTTファイナンス		身に覚えのない 未納料金の請求	電話